

大阪市規則第20号

大阪市旭区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市旭区役所事務分掌規則（平成24年大阪市規則第154号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第1条 旭区役所に次の課を置く。</p> <p style="padding-left: 40px;">[略]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">防災安全課</p> </div> <p style="padding-left: 40px;">[略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 旭区役所の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">[略]</p> <p style="padding-left: 40px;">地 域 課</p> <p>(1) 地域の振興に関する<u>こと</u></p> <p>[(2)~(5) 略]</p> <p style="padding-left: 40px;">[略]</p> <p style="padding-left: 40px;">[削る]</p> <p style="padding-left: 40px;">[略]</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第1条 [同左]</p> <p style="padding-left: 40px;">[同左]</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">防災安全課</p> <p style="text-align: center;">まち魅力課</p> </div> <p style="padding-left: 40px;">[同左]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p style="padding-left: 40px;">[同左]</p> <p style="padding-left: 40px;">地 域 課</p> <p>(1) 地域の振興に関する<u>こと。ただし、他の課の所管に属するものを除く。</u></p> <p>[(2)~(5) 同左]</p> <p style="padding-left: 40px;">[同左]</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>まち魅力課</u></p> <p>(1) 地域の振興に関する<u>こと</u>（区長が定めるものに限る。）</p> <p style="padding-left: 40px;">[同左]</p>

(副区長等の設置)

第4条 [略]

[2 略]

3 別表に定めるところにより、旭区役所に担当課長を置く。

4 前2項に定めるもののほか、旭区役所に医務主幹、保健主幹、医務副主幹又は保健副主幹、課に課長代理、担当課長代理、担当係長、主査又は医長を置くことがある。

5・6 [略]

7 副区長、課長、担当課長、医務主幹、保健主幹、参事、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長、主査及び医長は、本市職員のうちから市長が命ずる。

(副区長等の職務)

第5条 副区長、課長、担当課長、医務主幹、保健主幹、参事、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長、主査及び医長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

[2 略]

3 担当課長及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、区長が定める事務を専管する。この場合において、同一の職名の担当課長が複数置かれているとき又は同一の職名の担当課長代理が複数置かれているときは、当該担当課長又は担当課長代理の事務分担は、区長が定める。

[4 略]

(副区長等の設置)

第4条 [同左]

[2 同左]

[新設]

3 前項に定めるもののほか、旭区役所に医務主幹、保健主幹、医務副主幹又は保健副主幹、課に課長代理、担当課長代理、担当係長、主査又は医長を置くことがある。

4・5 [同左]

6 副区長、課長、医務主幹、保健主幹、参事、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長、主査及び医長は、本市職員のうちから市長が命ずる。

(副区長等の職務)

第5条 副区長、課長、医務主幹、保健主幹、参事、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長、主査及び医長は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

[2 同左]

3 担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、区長が定める事務を専管する。この場合において、同一の職名の担当課長代理が複数置かれているときは、当該担当課長代理の事務分担は、区長が定める。

[4 同左]

(職務の代理)

第6条 [略]

- 2 区長に事故がある場合又は区長が欠けた場合において、副区長にも事故があるとき又は副区長も欠けたときは、当該事務を所管する課長等（課長及び担当課長をいう。以下この条において同じ。）が区長の職務を行う。
- 3 副区長に事故があるとき又は副区長が欠けたときは、当該事務を所管する課長等が副区長の職務を行う。
- 4 課長等に事故があるとき又は課長等が欠けたときは、当該課長等の専管する事務を所管する課長代理等（課長代理及び担当課長代理をいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該課長等の職務を行う。この場合において、当該課長代理等が複数置かれているときは、あらかじめ区長が定めた順序で、当該課長等の職務を行う。
- 5 前項前段の場合において当該課長等の専管する事務を所管する課長代理等が置かれていないときは、あらかじめ区長が定める職員が当該課長等の職務を行う。

別表（第4条関係）

未利用地等担当課長
まち魅力担当課長

(職務の代理)

第6条 [同左]

- 2 区長に事故がある場合又は区長が欠けた場合において、副区長にも事故があるとき又は副区長も欠けたときは、当該事務を所管する課長が区長の職務を行う。
- 3 副区長に事故があるとき又は副区長が欠けたときは、当該事務を所管する課長が副区長の職務を行う。
- 4 課長に事故があるとき又は課長が欠けたときは、当該課長の専管する事務を所管する課長代理等（課長代理及び担当課長代理をいう。以下この項及び次項において同じ。）が当該課長の職務を行う。この場合において、当該課長代理等が複数置かれているときは、あらかじめ区長が定めた順序で、当該課長の職務を行う。
- 5 前項前段の場合において当該課長の専管する事務を所管する課長代理等が置かれていないときは、あらかじめ区長が定める職員が当該課長の職務を行う。

[新設]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。